

市民の声モニター制度における「たまポン」付与要領

(目的)

第1条

この要領は、市民の声モニター制度要綱に基づき、登録したモニター（以下「モニター」という。）に対する「たまポン」の付与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ポイント付与)

第2条

1. 「たまポン」の付与数は、1回につき200ポイントとする。
2. 予算の範囲内での先着順とする。なお、予算の上限に達した日に複数の申請があった場合には、当該日に受け付けた申請はすべて抽選により受付順を決定する。
3. 市民の声モニター制度要綱第6条1項の登録期間中に、登録の取消し及び新規登録を繰り返し行った場合には、2回目以降の付与は行わない。

(ポイントの管理)

第3条

1. 市民の声モニター登録通知に記載されたギフトコードを、モニター自身がさいたま市みんなのアプリ内で受取り手続きを行うことにより、「たまポン」を即時付与する。
2. ギフトコードの再発行は行わない。
3. ギフトコードの有効期間は、申請を受け付けた日の属する年度末までとする。

(その他)

第4条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴課長が定めるものとする。

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。